

## ■ 空家等の現状報告について

資料1

【町で把握している空家等の件数は以下のとおり（12月末現在）】

項 目	件 数
倒壊等危険度（低）	51 件
倒壊等危険度（中）	15 件
倒壊等危険度（高）	12 件
合 計	78 件

【今年度の動向について】

1. 新たに登録した空家等の件数 6 件
- ・倒壊等危険度（低） 1 件
  - ・倒壊等危険度（中） 4 件
  - ・倒壊等危険度（高） 1 件

○把握に至った経緯

- ・近隣住民及び親族からの相談 3 件
- ・町内会からの情報提供 1 件
- ・関係機関からの情報提供 1 件
- ・巡回調査中に確認 1 件

2. 空家状態が解消された空家等の件数 12 件
- ・解体により解消 6 件
  - ・入居により解消 4 件
  - ・使用等により解消 2 件

## 当別町危険空家等除却補助金のご案内

(案)

町内にある倒壊等いちじるしく危険性のある空家等から、町民の安全で安心な居住環境を確保することを目的とし、除却工事にかかる費用の一部を補助します。

### 1. 補助対象とする危険空家等※

- |                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| ①個人が所有する建築物        | ④補助を受けるために故意に破損させたものではない |
| ②使用のない状態で1年以上が経過   | ⑤除却工事に関して、他の補助金を受けていない   |
| ③所有権以外の権利が設定されていない | ⑥昭和56年以前に建築された           |

①～⑥の要件をすべて満たす危険空家等が対象となる

※危険空家等…特定空家等、不良住宅をさします。

- ・**特定空家等** 空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等)に相当と町が認定したもの。
- ・**不良住宅** 住宅地区改良法第2条第4項(主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもの)で、住宅の不良度測定による評価点合計が100点以上であるもの。

### 2. 補助対象者(申請者)

- ①空家等の所有者、または相続人であること(法人を除く)
  - ②他に相続人がいる場合は、全員の同意を得ていること
  - ③本町において納付すべき町税を滞納していないこと
  - ④当別町暴力団排除の推進に関する条例で規定する暴力団員でないこと
- ①～④の要件をすべてみたす者が対象となる。

### 3. 対象となる除却工事※<sup>1</sup>

- ①除却工事施工者※<sup>2</sup>が実施する除却工事であること
  - ②補助金の交付決定日までに除却工事に着手していないこと
  - ③12月末までに工事を完了していること
- ①～③の要件をすべてみたす工事が対象となる。

(住宅内、並びに敷地内にある家財道具、機械、車両等の動産の処分及び修繕等は対象外)

※<sup>1</sup> 除却工事…危険空家等を解体し、撤去する工事

※<sup>2</sup> 除却工事施工者…建設業法に基づく業種(土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか)の許可を受けた事業者  
又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく道知事による登録を受けた事業者

### 4. 補助金の交付額

- ①補助対象除却工事に要する経費の4/5(千円未満切り捨て)
  - ②国土交通大臣が定める標準除却工事費の1㎡あたりの額に延べ面積を乗じた基準額の4/5
  - ③100万円
- ①～③に掲げる額のうち、いずれかの少ない額とする

## 5. 手続きの流れと必要書類

	申請者	当別町	必要書類及び注意事項
工事契約前に必要な手続き	<p><b>事前調査申請</b></p>	<p>事前調査申請受理</p>	<p>【事前調査申請受付期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月末日</li> </ul> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当別町危険空家等事前調査申請書</li> <li>・危険空家等の位置図</li> <li>・現況写真</li> </ul> <p>【事前調査結果通知の発送】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8月中旬</li> </ul>
	<p>現地調査</p>	<p>事前調査結果通知</p>	
	<p>事前調査結果受取</p>		
補助金交付申請	<p><b>補助金交付申請</b></p>	<p>補助金交付申請受理</p>	<p>【補助金交付申請受付期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8月末日</li> </ul> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当別町危険空家等除却補助金交付申請書</li> <li>・除却工事に係る工事見積書の写し</li> <li>・除却工事の工程表</li> <li>・申請者世帯全部の住民票</li> <li>・所有者等であることが確認できる書類</li> <li>・世帯の所得状況を証する書類</li> <li>・町税の滞納がないことが確認できる書類<sup>※1</sup></li> <li>・同意書<sup>※2</sup></li> <li>・除却工事施工者の要件を満たすことのできる書類</li> <li>・誓約書兼同意書</li> </ul> <p>※1は誓約書兼同意書の提出で除く            ※2は相続人が複数いる場合又は申請者以外に当該補助対象物件の所有権を有する者がいる場合に必要</p> <p>※上記のほかにも工事内容の確認のために書類の提出が必要になる場合があります。</p>
	<p>審査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書類審査</li> <li>・暴力団員等の調査</li> <li>・他の補助金利用の調査</li> </ul>	<p>補助金交付決定通知</p>	
	<p>補助金交付決定通知受取</p>		
工事中	<p>工事契約</p>		<p>補助金交付決定日以降に工事の契約・着手を行ってください。</p> <p>※申請年度の1月末日までに工事完了報告、請求の提出できるように、12月末日までに工事を完了させてください。</p>
	<p>工事完了・支払</p>		
工事完了後に必要な手続き	<p><b>工事完了報告書提出</b></p>	<p>工事完了報告書受理</p>	<p>【工事完了報告書提出期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請年度の1月末日まで</li> </ul> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当別町危険空家等除却工事完了報告書</li> <li>・除却後の写真</li> <li>・工事請負契約書の写し</li> <li>・廃棄物処理に関する処分証明書の写し</li> <li>・除却工事の領収書の写し</li> </ul> <p>※上記のほかにも工事内容の確認のために別途書類の提出が必要になる場合があります。</p> <p>・請求書の提出 2月20日まで(指定の期日)</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当別町危険空家等除却補助金交付請求書</li> </ul>
	<p>審査</p>	<p>補助金交付額確定通知</p>	
	<p>補助金交付額確定通知受取</p>		
	<p>請求書の提出</p>	<p>請求書の事理</p>	
	<p>補助金の受領</p>	<p>補助金の交付</p>	

## 6. 募集件数

2件／年を予定しています。

※応募多数の場合は、除却工事を行う必要性の高い者を優先します。

## 7. 注意事項

- ①すでに完了した工事、着手した工事、交付決定前に行った契約による工事は補助の対象とはなりません。
- ②申請者、見積書及び領収書の宛名、補助金振込先の口座名義人は全て同じであることが必要です。
- ③除却後の土地は、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、固定資産税などの税金が上がる場合があります。
- ④申請、報告及び請求は、締切期限を厳守してください。期限が過ぎた場合は、補助金が交付されない場合があります。
- ⑤同一会計年度において、1人につき1度限りの申請となります。

## 8. 補助金制度 Q&A

- Q1. 工作物のみを解体する工事は対象になりますか？  
A. 対象にはなりません。家屋の解体をする工事が対象になります。
- Q2. 車庫などを残して家屋だけを除却する工事は補助の対象となりますか？  
A. 対象にはなりません。敷地内にある工作物なども全て除却する工事を対象としています。
- Q3. 自宅の建て替えのためにこの補助金を申請できますか？  
A. 危険な空家等の除却する工事が対象となりますので、自宅の建て替えに伴う工事は補助の対象にはなりません。
- Q4. 代理の者が補助金を申請することは可能ですか？  
A. 補助対象者以外の方は申請できません。申請の手続きは代理の方でも可能です。
- Q5. 自分で行う除却工事は、補助の対象となりますか？  
A. 対象とはなりません。申請者と工事業者との間で請負契約を交わし、工事代金の支払われた工事について補助します。

### 【申請先・問合せ先】

当別町 住民環境部 環境生活課 町民生活係

電話0133-23-3209(直通)